

# 国保からのお知らせ

## 高齢受給者証を送付します

国民健康保険(国保)に加入している70歳以上のの方に、新しい高齢受給者証をお送りします。現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、3月31日まで。4月1日以降は、3月中旬に送付

する新しい高齢受給者証をご使用ください。70歳以上の人は、医療機関で受診される場合、保険証のほかに高齢受給者証の提示が必要です。高齢受給者証には、所得に応じて1

割または3割の負担割合が記載されています。負担割合は、前年中の所得を基準に8月1日に判定を行いますので、郵送する高齢受給者証の有効期限は、7月31日までとなっています。

なお、7月31日までに75歳になる人の有効期限は75歳の誕生日の前日となっています。※保険証の有効期限とは異なりますので、ご注意ください。

自己負担割合  
70歳以上の人が医療機関で支払う自己負担割合は、次の基準のとおりです。  
▽1割負担(一般) 住民税の課税所得が14.5万円

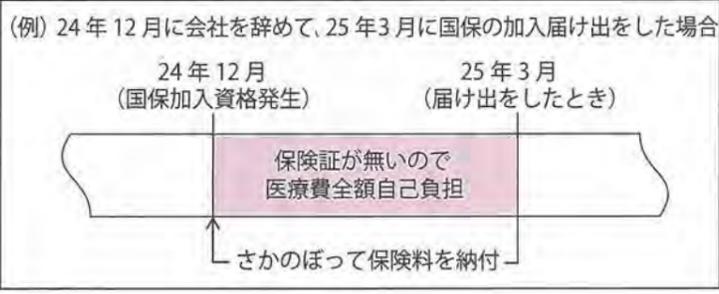
## 国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。国民健康保険(国保)はこれらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。

家族の加入している健康保険などの扶養(同居していなくても加入できる場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

国保に加入するときや脱退するとき、届け出が必要で、必ず市役所の国保担当窓口へ届けてください。

加入手続きが遅れると  
届け出をした日からは、保険証が無いので医療費全額自己負担。さかのぼって保険料を納付



こんなときは14日以内に国保医療課へ	届け出に必要なもの	
加入の手続き	1. 八幡市に転入したとき 2. 子どもが生まれたとき 3. 他の健康保険等を脱退したとき 4. 生活保護が廃止されたとき	印かん、転出証明書 印かん、国民健康保険証、母子健康手帳 印かん、健康保険等の脱退証明書 印かん、保護廃止決定通知書
脱退の手続き	1. 八幡市から転出するとき 2. 家族が死亡したとき 3. 他の健康保険等に加入したとき 4. 生活保護を受けるようになったとき	印かん、国民健康保険証 印かん、国民健康保険証、死亡を証明するもの 印かん、国民健康保険証、新しい健康保険証 印かん、国民健康保険証、保護開始決定通知書
その他の手続き	1. 退職者医療制度に該当したとき 2. 市内での転居、氏名変更、世帯主変更 3. 保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき 4. 修学のため、家族が他の市町村に住むとき	印かん、国民健康保険証、年金証書 印かん、国民健康保険証 印かん、国民健康保険証または本人確認ができるもの 印かん、国民健康保険証、在学証明書

※届け出をする時に本人確認を求められることがあります。免許証等、本人確認ができるものを持参してください。代理人は、委任状と本人確認ができるものが必要です。  
※同一世帯に国保加入者がいる場合、加入の手続きには国民健康保険証が必要です。

## 医療費の自己負担を助成

### 老人医療

65歳以上70歳未満で、次の①または②に当てはまる人は老人医療に該当しますので、申請してください。

対象者 ①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成23年中の所得税が非課税②1人暮らしを含む「老人世帯」で別表の所得制限以下(※「老人世帯」とは、本人と同居する家族が満60歳以上、満18歳未満、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳Aを持っている人のみで構成され

ている世帯) 手続き等 健康保険証、印かんを持参し国保医療課へ。老人医療が適用されると、所得金額によって医療費の自己負担が1割または3割になります。

【福祉医療費受給者証(老)をお持ちの人】  
※70歳までの制度です。  
新しい受給者証は、3月末日までに郵送します。有効期限は7月31日です(70歳になる人は、誕生月の末日です)。

◆問い合わせ 国保医療課

#### 別表

扶養人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	1,595千円以下	6,287千円未満
1人	1,975千円以下	6,536千円未満
2人	2,355千円以下	6,749千円未満
3人	2,735千円以下	6,962千円未満
4人以上	1人につき380千円加算	1人につき213千円加算

※上記の額は、平成23年中の所得から本人控除(障がい者控除等)や社会保険料控除等をした額です。(所得から控除できるものにつきましては、国保医療課までお問い合わせください)

◆問い合わせ 国保医療課

自己負担割合は、平成20年4月以降、法律で2割または3割に変更されましたが、政府はこの負担割合の変更を凍結しており、平成25年4月以降も当面、凍結を継続することになりました。

納付相談を行います  
保険料の滞納がある人には、納付相談の案内をしています。経済的な理由等について、お聞かせいただき、分割での納付等の相談に応じます。

納付されないと  
災害やその他特別な事情がなく滞納すると、法令に基づき滞納処分の対象となります。  
被保険者資格証明書の交付を受けること、病院等医療機関の窓口では、医療費の全額を負担していただき、後日、国保の負担分の支給申請をしていただくこととなります。また、その支給

未満の人。  
▽3割負担(現役並みの所得者) 同一世帯に住民税の課税所得が14.5万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。  
ただし、70歳以上の国保被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は380.3万円未満のときは、申請すると1割となります。

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、期限内に納めてください。  
保険料の納付が困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。

1年以上  
納付されないと  
保険料の各納期限から1年を過ぎて、正当な理由もなく保険料の納付がない場合、保険証を返還していただき、被保険者資格証明書を交付することがあります。

口座振替の利用を  
安心、確実、便利な口座振替をご利用ください。口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)または市役所の保険料収納課でお願います。  
◆問い合わせ 保険料収納課

保険料は納期内に納めましょう

